

福岡地方最低賃金審議会資料

I 最低賃金関連等

- 福岡県最低賃金の推移
- 働き方改革実行計画

II 経済・雇用情勢等

令和2年6月30日(火)

福岡労働局

別冊 I

「最低賃金関連等」

目 次

資料No. 1 福岡県最低賃金改正の推移（福岡労働局）

資料No. 2 働き方改革実行計画

平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定《関係部分抜粋》

福岡県の最低賃金改正の推移

福岡労働局

	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		元年度		
	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	時間額	引上率	
福岡県 最低賃金	時間額	692	1.76%	695	0.43%	701	0.86%	712	1.57%	727	2.11%	743	2.20%	765	2.96%	789	3.14%	814	3.17%	841	3.32%
	ランク	C		C		C		C		C		C		C		C		C		C	
	目安	10		1		4		10		14		16		22		24		25		26	
	対目安	+2		+2		+2		+1		+1		±0		±0		±0		±0		+1	
発効日	H22.10.22		H23.10.15		H24.10.13		H25.10.18		H26.10.5		H27.10.4		H28.10.1		H29.10.1		H30.10.1		R1.10.1		
製鉄業 製鋼・製鋼圧 延業・鋼材 製造業 最低賃金	時間額	824	2.23%	828	0.49%	835	0.85%	848	1.56%	865	2.00%	881	1.85%	903	2.50%	927	2.66%	950	2.48%	975	2.63%
	引上額	18		4		7		13		17		16		22		24		23		25	
	対果最賃比	119.08%		119.14%		119.12%		119.10%		118.98%		118.57%		118.04%		117.49%		116.71%		115.93%	
	発効日	H22.12.10		H23.12.10		H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R1.12.10	
電子部品・デハ イス・電子回 路・電気機器 具・情報通信機 械器具製造業 最低賃金	時間額	782	1.43%	786	0.51%	793	0.89%	806	1.64%	821	1.86%	837	1.95%	857	2.39%	881	2.80%	905	2.72%	926	2.32%
	引上額	11		4		7		13		15		16		20		24		24		21	
	対果最賃比	113.01%		113.09%		113.12%		113.20%		112.93%		112.65%		112.03%		111.66%		111.18%		110.11%	
	発効日	H22.12.10		H23.12.10		H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R1.12.10	
輸送用機械 器具製造業 最低賃金	時間額	805	1.64%	809	0.50%	816	0.87%	828	1.47%	844	1.93%	860	1.90%	880	2.33%	902	2.50%	923	2.33%	944	2.28%
	引上額	13		4		7		12		16		16		20		22		21		21	
	対果最賃比	116.33%		116.40%		116.41%		116.29%		116.09%		115.75%		115.03%		114.32%		113.39%		112.25%	
	発効日	H22.12.10		H23.12.10		H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R1.12.10	
百貨店・ 総合小売業 最低賃金	時間額	755	1.34%	758	0.40%	764	0.79%	775	1.44%	790	1.94%	802	1.52%	824	2.74%	846	2.67%	867	2.48%	889	2.54%
	引上額	10		3		6		11		15		12		22		22		21		22	
	対果最賃比	109.10%		109.06%		108.99%		108.85%		108.67%		107.94%		107.71%		107.22%		106.51%		105.71%	
	発効日	H22.12.10		H23.12.10		H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R1.12.10	
自動車 (新車) 小売業 最低賃金	時間額	797	1.40%	800	0.38%	807	0.88%	819	1.49%	834	1.83%	850	1.92%	870	2.35%	892	2.53%	915	2.58%	940	2.73%
	引上額	11		3		7		12		15		16		20		22		23		25	
	対果最賃比	115.17%		115.11%		115.12%		115.03%		114.72%		114.40%		113.73%		113.05%		112.41%		111.77%	
	発効日	H22.12.10		H23.12.10		H24.12.10		H25.12.10		H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R1.12.10	

働き方改革実行計画
(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定)

＜関係部分抜粋＞

1. 働く人の視点に立った働き方改革の意義

(1) 経済社会の現状

4 年間のアベノミクス（大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略）は、大きな成果を生み出した。名目 GDP は 47 兆円増加し、9%成長した。長らく言葉すら忘れられていたベースアップが 4 年連続で実現しつつある。有効求人倍率は 25 年ぶりの高い水準となり、史上初めて 47 全ての都道府県で 1 倍を超えた。正規雇用も一昨年に増加に転じ、26 か月連続で前年を上回る勢いである。格差を示す指標である相対的貧困率が足元で減少しており、特に調査開始以来一貫して増加していた子供の相対的貧困率は初めて減少に転じた。日本経済はデフレ脱却が見えてきており、実質賃金は増加傾向にある。

（中略）

(2) 今後の取組の基本的考え方

日本経済再生に向けて、最大のチャレンジは働き方改革である。「働き方」は「暮らし方」そのものであり、働き方改革は、日本の企業文化、日本人のライフスタイル、日本の働くということに対する考え方そのものに手を付けていく改革である。多くの人々が、働き方改革を進めていくことは、人々のワーク・ライフ・バランスにとっても、生産性にとっても好ましいと認識しながら、これまでトータルな形で本格的改革に着手することができてこなかった。その変革には、社会を変えるエネルギーが必要である。

安倍内閣は、一人ひとりの意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求する。働く人の視点に立って、労働制度の抜本改革を行い、企業文化や風土を変えようとするものである。

改革の目指すところは、働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持ち得るようにすることである。多様な働き方が可能な中において、自分の未来を自ら創っていくことができる社会を創る。意欲ある方々に多様なチャンスを生み出す。

日本の労働制度と働き方には、労働参加、子育てや介護等との両立、転職・再就職、副業・兼業など様々な課題があることに加え、労働生産性の向上を阻む諸問題がある。「正規」、「非正規」という 2 つの働き方の不合理な処遇の差は、正当な処遇がなされていないという気持ちを「非正規」労働者に起

こさせ、頑張ろうという意欲をなくす。これに対し、正規と非正規の理由なき格差を埋めていけば、自分の能力を評価されていると納得感が生じる。納得感は労働者が働くモチベーションを誘引するインセンティブとして重要であり、それによって労働生産性が向上していく。また、長時間労働は、健康の確保だけでなく、仕事と家庭生活との両立を困難にし、少子化の原因や、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因になっている。これに対し、長時間労働を是正すれば、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性や高齢者も仕事に就きやすくなり、労働参加率の向上に結びつく。経営者は、どのように働いてもらうかに関心が高く、単位時間（マンアワー）当たりの労働生産性向上につながる。さらに、単線型の日本のキャリアパスでは、ライフステージに合った仕事の仕方を選択しにくい。これに対し、転職が不利にならない柔軟な労働市場や企業慣行を確立すれば、労働者が自分に合った働き方を選択して自らキャリアを設計できるようになり、付加価値の高い産業への転職・再就職を通じて国全体の生産性の向上にもつながる。

働き方改革こそが、労働生産性を改善するための最良の手段である。生産性向上の成果を働く人に分配することで、賃金の上昇、需要の拡大を通じた成長を図る「成長と分配の好循環」が構築される。個人の所得拡大、企業の生産性と収益力の向上、国の経済成長が同時に達成される。すなわち、働き方改革は、社会問題であるとともに、経済問題であり、日本経済の潜在成長力の底上げにもつながる、第三の矢・構造改革の柱となる改革である。

雇用情勢が好転している今こそ、働き方改革を一気に進める大きなチャンスである。政労使が正に3本の矢となって一体となって取り組んでいくことが必要である。多様かつ柔軟な働き方が選択可能となるよう、社会の発想や制度を大きく転換しなければならない。世の中から「非正規」という言葉を一掃していく。そして、長時間労働を自慢するかのような風潮が蔓延・常識化している現状を変えていく。さらに、単線型の日本のキャリアパスを変えていく。

人々が人生を豊かに生きていく。中間層が厚みを増し、消費を押し上げ、より多くの方が心豊かな家庭を持てるようになる。そうなれば、日本の出生率は改善していく。働く人々の視点に立った働き方改革を、着実に進めていく。

(中略)

3. 賃金引上げと労働生産性向上

(1) 企業への賃上げの働きかけや取引条件の改善

アベノミクスの三本の矢の政策によって、デフレではないという状況を

作り出す中で、企業収益は過去最高となっている。過去最高の企業収益を継続的に賃上げに確実につなげ、近年低下傾向にある労働分配率を上昇させ、経済の好循環をさらに確実にすることにより総雇用者所得を増加させていく。

このため、最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。

また、中小・小規模事業者の取引条件を改善するため、50年ぶりに、下請代金の支払いについて通達を見直した。これまで下請事業者の資金繰りを苦しめてきた手形払いの慣行を断ち切り、現金払いを原則とする。近年の下請けいじめの実態を踏まえ、下請法の運用基準を13年ぶりに抜本改定した。今後、厳格に運用し、下請け取引の条件改善を進める。産業界には、これを踏まえた自主行動計画に基づく取組の着実な実施を求めていく。このフォローアップのため、全国に配置する下請けGメン（取引調査員）による年間2,000件以上のヒアリング調査などにより、改善状況を把握し、課題が確認されれば、自主行動計画の見直し要請など、必要な対応を検討し、実施する。

(2) 生産性向上支援など賃上げしやすい環境の整備

賃上げに積極的な企業等を後押しするため、税制、予算措置など賃上げの環境整備に取り組む。具体的には、賃上げに積極的な事業者を、税額控除の拡充により後押しする。また、生産性向上に資する人事評価制度や賃金制度を整備し、生産性向上と賃上げを実現した企業への助成制度を創設する。

さらに、生産性向上に取り組む企業等への支援を充実させるため、雇用保険法を改正して雇用安定事業と能力開発事業の理念に生産性向上に資することを追加するとともに、雇用関係助成金に生産性要件を設定し、金融機関との連携強化を図るなどの改革を行う。